

様式第11号（第6条関係） 支援給付廃止（停止）決定通知書

支 援 給 付 廃 止 （ 停 止 ） 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付け 第 号により決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を次のとおり廃止（停止）したから通知します。

1 廃止（停止）した支援給付の種類

2 停止する期間

年 月 日から 年 月 日まで 月（日）間

3 廃止する期日

年 月 日

4 理 由

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号（第7条関係） 検診命令書等

年 月 日交付	検 診 命 令 書
交付第 号	

年 月 日

居住地
氏 名 様

地方局長

次のとおり検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称、所在地及び担当医師等氏名
- 4 備 考

注意

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、例による生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、地方局に相談してください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

切 取 線

※	年 月 日交付	検 診 書
	交付第 号	

年 月 日

居住地
氏 名 様 歳 男・女

所在地
医療機関 名称
院（所）長

上記の者に対する検診結果は、次のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※ 地区担当員 記 事

※ 地 方 局 嘱託医意見

注意 この検診書は、地方局長あて直接送付してください。

※	年 月 日交付	検 診 料 ・ 請 求 書
	交付第 号	

年 月 日

地方局長 様

所在地
医療機関 名称
院（所）長

次のとおり請求します。

※受診者		※居住地	
請 求 額	診察料	点	検 査 名 等
	料	点	
	料	点	
	合計	点	円

注意 この請求書により直接地方局長あて請求してください。

様式第13号（第8条関係） 調査依頼書

様式第13号（その1）

調 査 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

地方局長

印

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

照会事項

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

(調査の囑託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第13号（その2）

調 査 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

照会事項

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

(調査の嘱託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第14号（第9条関係） 扶養照会書

扶 養 照 会 書

第 号
年 月 日

様

地方局長

印

あなたの 当たる さん（住所 ）は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は、この法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定（実施）上必要がありますので、あなたがどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により 年 月 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者)

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項」すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別紙

扶 養 届 出 書

年 月 日

地方局長 様

住所
氏名 (印)

先に照会のあった____に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について
(精神的な支援とは、対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。)

(1) 精神的な支援の可否	可 ・ 不可
(2) 支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
(3) 具体的な支援の内容及び頻度	緊急連絡先 (電話番号 — —)

2 金銭的な援助について

(1) 金銭的な援助の可否	可 ・ 不可
(2) 援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている。)
(3) 援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) 円送付する。 ②物品により毎月 (年) を 程度送付する。 ③ _____ を引き取る。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成、収入等の状況					
氏 名	続 柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本 人				

上記のうち____についての

- ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名_____
- ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額_____ (円)

(2) 資産の状況	有・無	①家屋	平方メートル (坪)	②宅地	平方メートル (坪)
		③田畑	平方メートル (坪)	④山林等	平方メートル (坪)
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定	
		住宅ローン		年 月	
		その他 ()			
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 () ④その他 ()				
	上記で①以外に加入している場合____については、被扶養者として①認定されている②認定されていない③認定手続を取らなかつもり				

記入上の注意

- 1 記名押印に代えて署名することができます。
- 2 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 3 「平均月収額」の欄は、総収入から所得税、社会保険料等を差し引いた額を記入してください。
- 4 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

様式第15号（第10条関係） 被支援者入所（養護）依頼書

被支援者入所（養護）依頼書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

次の者を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により貴施設に入所させたく（貴家庭で養護願いたく）依頼します。

被支援者氏名					
生 年 月 日	年	月	日	性 別	男 ・ 女
本人に関する参考事項					
世 帯 主 氏 名		続 柄		職 業	
住 所					
本 籍 地					
教 育 程 度		職 業		特 殊 技 能	
支援給付の種類		開始（廃止） 年 月 日		年 月 日	
そ の 他					

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。